

作 品 目 録

題 名   ENGAGE  
形 式   オリジナルビデオアニメーション  
卷 数   第1巻  
時 間   約23分

(別紙) 各項目についての主張対比表

項目	原告主張		被告主張		原告反論	
	金額	担当者	金額	具体的主張内容	証拠	具体的主張内容
1	600,000	B	0	予算案(乙1)のとおり。突 際にも、原告が主張するよ うなBやFのプロデュー サーの関わりはない。	乙1	全くの虚偽主張である。本件作品の制作に関与 したスタッフの誰一人、被告をプロデューサーと して認識していない。また、被告にはプロデュー サーとしての人脈も力量もない。本件作品は、 原告代表者をプロデューサーとして、F(制作担 当)及びC(経理広報担当)がラインプロデュー サーとして動かなければ完成しなかった。さら に、報酬(1か月300,000円)は安いというほかな い。
2	400,000	F	同上	同上	乙1	甲4, 甲1 7, 甲18, 甲20
3	300,000	J, K	50,000	当初、スケジュールに余裕 があったため、予算を抑え る観点から原告の社内の 人間に作画監督を業務で やらせるという事で予算案 (乙1)の金額と決めた。そ の後、スケジュール遅延に より外部の作画監督を依頼 せざるを得なくなったのは 原告の責任であって増額は 認められない。	乙1, 乙6	甲4, 甲 5, 甲17, 甲18

項目	原告主張		被告主張		原告反論	
	金額	担当者	金額	具体的主張内容	具体的主張内容	証拠
4	30,000 G		9,000	レイアウトはほとんど被告が描き、原告は3カットしか担当しなかった。単価はせいぜい3000円までしか認められない。	レイアウトはほとんど被告が描き、原告は3カットしか担当しなかった。単価はせいぜい3000円までしか認められない。	証拠 甲4, 甲7, 甲18
5	492,500	株式会社I&Sフアクトリー、原告	103,500	予算案(乙1)の単価(500円)のおりとする。レイアウトで行ったラフ原画を前提とした第二原画であり、単価は安い。作画カットは207カットであるから103,500円となる。	被告によるレイアウト作業の成果物が使用物に ならず、作画監督らが修正に苦勞した点は上記3で述べたとおり。また、被告の腕前では作成できない見せ場のカット(戦闘シーンのカット)については、原告がGを手配した。担当したGは、劇場版「ポケットモンスター」の総作画監督も担当した業界屈指の実力者であったが、株式会社I&SフアクトリーのFの友人であったため、単価10,000円という破格の安さで受託してくれた。本来そんな金額では委託できないクリエイターである。	甲4, 甲5, 甲6, 甲7, 甲8, 甲17, 甲18, 甲20
6	488,180	株式会社I&Sフアクトリー、原告	300,000	予算案(乙1)の単価150円が相当。本作は動画約2,000枚と日から口頭で報告を受けているので300,000円とした。	被告によるレイアウト作業の成果物が使用物に ならず、作画監督らが修正に苦勞した点は上記3で述べたとおりで、そのため、第二原画作業について、使用物にならないレイアウトの修正作業が入った分、通常作業に比べ困難と苦勞を要した。通常OVAの第二原画作業の単価は3,000円から10,000円ぐらいいが相場であるが、被告の経済状況を考慮し単価を2,500円という破格の安さに設定した。	甲4, 甲9, 甲10, 甲11, 甲17, 甲18, 甲20
7	200,000 L		30,000	制作会社が同一の場合、色彩設計と色指定は兼務するのが通常。予算案(乙1)での両項目の合計30,000円とする。	通常OVAの動画作業の単価は250円から350円ぐらいいが相場であるが、被告の経済状況を考慮し単価を220円という破格の安さに設定した。また、原告代表者は、動画枚数が2,000枚である等という話は一切していない。	甲12, 甲17, 甲18
8	100,000 L				アニメーション制作では、色彩設計業務と色指定業務は全く別の作業であり、それらの報酬もそれぞれ別々に請求されるのが一般である。これは、両業務を兼務した場合でも異ならない。兼務すれば一方の業務しか報酬を請求できないという被告の主張に根拠はない。報酬についても、通常、OVAの場合、色彩設計の報酬は300,000円から500,000円ぐらいいが、色指定は300,000円ぐらいいが、それぞれ相場であり、左記報酬はいずれも破格である。	甲12, 甲17, 甲18

項目	原告主張		被告主張		原告反論	
	金額	担当者	金額	具体的主張内容	具体的主張内容	証拠
9	100,000 L		10,000	予算案(乙1)のとおり。	通常OVAのセル検査の報酬は300,000円ぐらいが相場であり、左記報酬は破格の安さである。	甲12, 甲17, 甲18
10	461,600	株式会社I&Sファクトリー一、原告	200,000	予算案(乙1)の単価100円が相当。項目6で記載したとおり2,000枚を前提とする。	通常OVAの彩色の単価は250円から350円ぐらいが相場であり、左記報酬は破格の安さである。また、彩色の枚数が動画の枚数よりも増えるのはアニメーション制作の常識であり、これを知らない被告の主張には呆れざるを得ない。	甲4, 甲12, 甲13, 甲17, 甲18, 甲20
11	48,300	原告	0	予算案(乙2の1)で原告がゼロに修正したため、それに従う。	被告との話し合いの中で、質感を持たせるため特効を入れることになり、作業したものである。また、左記報酬は破格の安さといわざるを得ない。	甲17, 甲18
12	400,000 E		10,000	予算案(乙1)のとおり。	当初被告自身が雇用し作業するとしてEを紹介されたところ、結局被告が雇えなかつたことから、原告は被告から泣きつかれ、Eに作業を委託したものである。制作進行業務につき1か月200,000円という報酬は安い。2か月間寝ずに働いたEに対し10,000円が妥当であるという被告の主張は、非常識の辞りを免れない。	甲9, 甲17, 甲18
13	100,000	原告	0	予算案(乙2の1)で原告がゼロに修正したため、それに従う。	アニメーション制作に作画用紙や鉛筆等の文具が必要なことは常識であり、これをゼロとする被告の主張には呆れざるを得ない。	甲17, 甲18

項目	原告主張		被告主張		証拠	原告反論	証拠
	金額	担当者	金額	具体的主張内容			
14	200,000	Team's Art	0	原告は、韓国の背景会社に美術監督込みで発注したはずであり、下記美術費のほかに美術監督費は認められない。実際、最初に12月10、13日に上がってきた背景の中であまりにもひどい背景は韓国の背景会社に直してもらったが、その他の50枚近くの背景は、被告自身が修正し、クオリティアップの作業を行ったので、実質的に美術監督費を支払うべき理由もない。	乙29	アニメーション制作では、美術監督業務と背景業務は全く別業務であり、それらの報酬もそれぞれ別々に請求されるのが一般である。これは、両業務を兼務した場合でも異なるのではない。業務は一方の業務しか報酬を請求できないという被告の主張に根拠はない。上記3等で述べたとおり、そもそも被告のレイアウトが絵として全く使い物にならず、美術監督作業及び背景作業も通常より困難と苦勞を極めた。また、通常のOVAの制作では、美術監督の報酬は500,000円から800,000円ぐらいが相場で、背景の単価も5,000円から10,000円ぐらいが相場で、よって、左記報酬はいずれも破格の安さである。	甲14, 甲17, 甲18
15	603,000	Team's Art	324,000	カット数の変更などがあるので予算案(乙2の1)(1,800円×180カット)のとおりとする。	乙2の1		甲14, 甲17, 甲18
16	864,000	株式会社ファルコン	70,000	当初、スケジュールに余裕があったため、予算を抑える観点から撮影は被告なし原告代表者が自宅で行う予定であり予算案(乙1)の金額と決めた。その後、スケジュール遅延により外部発注せざるを得なくなったのは原告の責任であって増額は認められない。	乙1, 乙6	そもそも、OVAの撮影をするには、高価な機材と、相当な知識とスキルを有する専門職の存在が必要であるが、もとより被告はそのような機材も知識もスキルも有していないかった。そのため、被告は、当初自らが撮影を行うとしていたが、これができないことが分かったためか、原告に泣きつき、結局原告が業者(株式会社ファルコン)に委託したものである。また、通常OVAの撮影費は1,000,000円から1,200,000円ぐらいが相場であり、左記報酬は相応に安いものである。	甲15, 甲17, 甲18
17	80,000	株式会社ファルコン	30,000	予算案(乙1)のとおり。	乙1	撮影同様、被告が原告に泣きつき、結局原告が業者(株式会社ファルコン)に委託した。その際、被告は、80,000円という報酬につき了解した。また、通常OVAのオフライン編集費は尺が30分のもの場合300,000円ぐらいが相場であり、左記報酬は破格の安さである。	甲15, 甲17, 甲18

項目	原告主張		被告主張		原告反論	
	金額	担当者	金額	具体的主張内容	証拠	具体的主張内容
18	200,000	株式会社ファルコン	40,000	予算案(乙1)のとおり。	乙1	撮影、オンライン同様、被告が原告に逆つき、結局原告が業者(株式会社ファルコン)に委託した。株式会社ファルコンは、過酷なスケジュールの中で、約12時間かけて作業を完了してくれ。通常OVAのオンライン編集作業の報酬は1時間35,000円から40,000円が相場であり、左記報酬は破格の安さである。
19	90,000	NEKスタジオ	75,000	予算案(乙1)のとおり。	乙1	そもそも被告は、ダビング作業を代々木アニメーション学院のスタジオで行うと言っていたが、被告は土壇場になって代々木アニメーション学院のスタジオではできないと言いつき、結局原告が急遽ダビングスタジオの手配をした。6時間で90,000円というのは、破格の安さである。
20	150,000	H	0	当初、スケジュールに余裕があったため、予算を抑える観点から音響は被告が自宅で行う予定であった。その後、スケジュール遅延により外部発注することになったのは原告の責任であるから、音響効果費は認められない。	乙1、乙6	そもそも、音響効果の作業は、画と音を同期させて録音するための大変高価なソフトウェア等の機材や知識とスキルが必要であるが、被告はそのような機材も知識もスキルも持っていない。そのため、被告は当初自分で行うと言っていたが、土壇場になってできないと言いつき、結局原告が業者(H)に委託した。通常OVAの音響効果費は尺が30分のもので相場250,000円から300,000円ぐらいが相場であり、左記報酬は破格の安さである。
21	80,000	原告	20,000	ポスターは2枚、1巻用は原告にではなく株式会社Acca effeに依頼し、その時外部の彩色者を頼んだが約20,000円で、原告には一部しか発注していない。よって20,000円とする。	乙29	通常アニメーション業界では、ポスター等の彩色は枚数ではなくキャラクターの数に対しての単価を設定する。本件作品は、2枚のポスターで9体のキャラクターの彩色をしたため、単価に9を乗じた金額が報酬額となる。通常1体50,000円ぐらいが相場であり、1体20,000円というのは破格の安さである。
22	100,000	株式会社Acca effe			乙29	

項目	原告主張		被告主張		原告反論	
	金額	担当者	金額	具体的主張内容	証拠	具体的主張内容
23 ポスター印刷0巻	30,000	発注代行:E	38,990	2種類のポスター作成費として美額を認める。	Z29	ポスター印刷作業には、実際にかかった印刷費だけでなく、業者の手配、データの変換、データ転送等の作業のための手数料が発生するのであり、左記報酬は印刷実費に加え正当な手数料を計上したものである。
	30,000	発注代行:E			Z29	
24 ポスター印刷1巻						
25 DVDパッケージ	300,000	発注代行:C	215,933	印刷会社にかかった費用実額を認める。	Z29	DVDパッケージ作業には、実際にかかったプレス実費だけでなく、業者の手配、スケジュールの調整等の作業のための手数料が発生するのであり、左記報酬はプレス実費に加え正当な手数料を計上したものである。
26 DVDオーサリング	300,000	株式会社ファルコン	0	作品はノイズが乗っているなどひどい仕上がりであった。なお、原告はオーサリングを無償で撮影会社にやらせたと被告は聞かされた。いずれにしても請求は認められない。	Z6	全くの虚偽主張である。仕上がりは全く問題ないものであり(そうでなければ、コミックマーケットでの販売や株式会社虎の穴への納入をすること等できるはずがない)、また、原告が被告に、撮影会社に無償でやらせたと話したこともない。そもそも、オーサリング作業は、機材や知識とスキルが必要であるが、被告はそのような権利も知識もスキルも持っていないかつた。また、元々被告は、オーサリング作業を自分で行うと言っていたが、土壇場でできないと作業を投げ出し、結局原告が業者(株式会社ファルコン)に委託した。通常OVAのオーサリング作業の報酬は300,000円ぐらいが相場であり、左記報酬は正当なものである。
27 コピー費	100,000	原告	0	予算案(Z22の1)で原告がゼロに修正したため、それに従う。	Z22の1	被告はアニメの制作経験がないので知らないのも無理はないが、アニメを制作する上では、絵コンテやキャラクター設定等をスタッフに配布するため、大量のコピーを必要とする。
28 車両費	140,000	原告	0	予算案(Z22の1)で原告がゼロに修正したため、それに従う。	Z22の1	アニメーション制作では、制作進行作業のため車両使用が必要であり、そのためのガソリン代等が必要なのは、常識である。

項目	原告主張		被告主張		証拠	原告反論	証拠
	金額	担当者	金額	具体的主張内容			
29	400,000	C	0	<p>具体的主張内容            予算案(乙1)でこの項目自体がない。Cには一時期無償で担当となつてもらつたことがあつたが、費用を支払うことに被告は合意していない。</p>	Z1, Z6	<p>具体的主張内容            全くの虚偽主張である。本件請負契約成立の段階で、被告はCに報酬を支払うことを承認していた。また、Cは、株式会社所の穴との交渉、DVDプレス会社との交渉、ウェブラジオでの広報といった重要な役割を担い、さらに、Cが経理責任者を引き受けてくれたため、他の業者も各制作作業を引き受けてくれた。そうであるにもかかわらず、被告の経済状況に鑑み、月額200,000円という新入社員並みの安い金額にした。</p>	甲16, 甲17, 甲18, 甲19
30	738,758	原告	0	<p>具体的主張内容            予算案(乙1)で計上なし。</p>	Z1	<p>具体的主張内容            アニメーション業界において、プロデュースをする制作会社が制作管理費を取得するのは、常識である。そして、その制作管理費は制作費の10%とするのが相場である。制作会社である原告が、スタジオを構え、スタッフをそろえ、コピー機、PC、電話、FAX、インターネット回線、自動車等をそろえていたからこそ、本件作品の制作は可能になつたのであり、制作管理費が発生するのは当然である。これが発生しないという被告の主張は、アニメーション業界の常識と真っ向から反する荒唐無稽な主張といわざるを得ない。</p>	甲17, 甲18